



## ◆防火管理とは

「防火管理」とは、火災の発生を防止し、かつ、万一火災が発生した場合でも、その被害を最小限にとどめるため、必要な万全の対策を立て、実行することです。

「自らの生命、身体、財産は自らが守る」これが防火管理の基本です。

しかし、過去の火災を見ると防火管理体制に不備があったために、火災が発生、拡大して、尊い人命や貴重な財産が失われてしまったという事例が数多くあります。

悲惨な火災を起こさないためにも、防火管理を十分理解して、あなたの事業所でも防火管理体制を充実させることが必要です。

## ◆防火管理者制度

一定基準以上の人員を収容する建物の**管理権原者**（建物の所有者、経営者、借受人など）は、工場長や総務部長など監督的な地位にあり、かつ一定の資格を持っている者の中から防火管理者を選任し、消防署長に届け出ることが消防法で義務付けられています。

そして、「防火管理者に、防火管理を実行するために必要な事項を『防火管理に係る消防計画』として作成させ、この計画に基づいて防火管理上必要な業務を行わせなければならない。」となっています。

また、防火管理者を選任していない場合又は防火管理業務を適正に実施していない場合には、消防法違反となり、処分を受けることがあります。



# 防火管理者 Q & A



**Q. どんな建物に防火管理者が必要なの？**



A, 防火管理者を選任する必要があるかはそれぞれの施設の用途や収容人員によって必要となります。

次の条件にあてはまれば防火管理者を選任する必要があります。

用途	収容人員
①福祉施設等(主に自力避難困難者が入所する施設)	10人以上
②不特定多数の人が出入りする施設	30人以上
③上記以外のもの	50人以上



**Q. 防火管理者を選任する管理権原者って誰のことなの？**

**どんな義務があるの？**



A, 管理権原者とは建物の防火管理を行う義務がある者を言います。

一般的には建物の所有者や事業所の経営者などが該当します。管理権原者の義務として次のことが挙げられます。

防火管理者を選任する義務	・防火管理者を選任する。 ・防火管理者を選任又は解任したとき, 所轄消防署長に届け出る。
防火管理業務を行わせる義務	・防火管理者に消防計画を作成させ, 防火管理業務が消防計画に従って適正に行われるように指揮, 監督させる。



**Q. 防火管理者には誰になるの？**



A, 防火管理者は, 各事業所の管理的又は監督的な地位にある者で, 防火管理に関する知識及び技能の専門家として資格を有していることが必要です。

その資格は, 防火管理講習修了者又は防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者に付与されます。

※甲種防火管理者の資格は2日間の講習を修了することで取得できます。(甲種防火管理講習 福山会場日程)

以下は「防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者」の一例です。

- ・市町村の消防団員で3年以上管理的又は監督的な職(班長以上)にあった者
- ・労働安全衛生法に規定する安全管理者として選任された者
- ・消防法の規定により危険物保安監督者にとりて選任されたもので, 甲種危険物取扱者免状の交付を受けている者



**Q. 防火管理者にはどんな役割があるの？**



A, 防火管理者は次のような業務を誠実に行わなければなりません。

- 防火管理に係る消防計画の作成
- 消火、通報及び避難の訓練の実施
- 消防用設備等の点検及び整備
- 火気の使用又は取扱いに関する監督
- 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- 収容人員の管理
- その他防火管理上必要な業務